

役員等（評議員・理事・監事等）の報酬基準

（評議員の報酬基準）

* 評議員の報酬基準については、定款第2章評議員の第8条評議員の報酬等の定めによる。

（理事・監事の報酬基準）

* 理事・監事の報酬基準については、理事会への出席・法人業務執行に関する研修及び関連会議出席理事に対し、報酬を支払う。支払い金額については各年度当初の理事会で決定し、「役員等報酬等規程」に則って支給する。

* 理事長及び法人業務執行を担当する常務理事（常勤・非常勤）に対する報酬は、勤務の実態に応じ「役員等報酬等規程」に則って支払うこととし、報酬金額については各年度の当初理事会で決める。

* 理事・監事の報酬総額は、理事については理事長・法人業務執行を担当する常務理事を含め年間350万円以内とし、監事についての年間総額は20万円以内とする。

（評議員会及び理事会の出席）

* 評議員会・理事会の出席について、定款第3章（決議）第13条5項及び第5章（決議）第26条3項に定める「全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時」に該当する評議員及び理事は、会議出席者とみなす。

（退任慰労金）

* 役員等の退任慰労金について、1年を基準として（6ヶ月未満については切り捨て、6ヶ月以上の期間については1年に切り上げる）次の通り支払うものとする。

（ア）評議員・理事・監事については、1年につき1万円として退任までの年数を乗じた金額

（イ）第三者委員・評議員選任解任委員については、1年につき5千円として退任までの年数を乗じた金額